

平成23年1月1日以降支払うべき給与等について、下記の源泉所得税が改正されました。

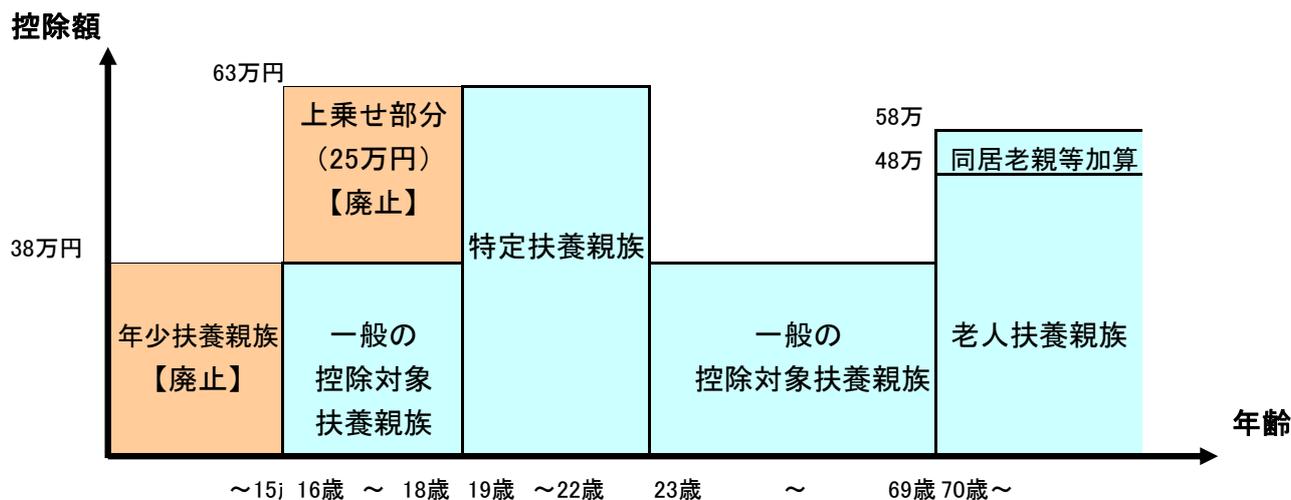
所得控除には大きく分けて、

配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除、寡夫控除、勤労学生控除などがありますが、そのうち、扶養控除および障害者控除について下記の改正が行われました。

### <1> 扶養控除の見直し

- ① 扶養控除の対象が年齢16歳以上の扶養親族に。
  - 年齢16歳未満の扶養親族(年少扶養親族)に対する扶養控除が廃止されたことにより
- ② 特定扶養親族の範囲が、年齢19歳以上23歳未満の扶養親族に。
  - 年齢16歳以上19歳未満の人の特定扶養親族の扱いが廃止されたことにより

表1 【年齢別扶養控除の概要】



### <2> 同居特別障害者加算の特例措置が改組

- ① 現行「同居特別障害者」である控除対象配偶者・扶養親族の場合、配偶者控除・扶養控除の額に35万を加算控除とされていますが、上記が、障害者控除として「同居特別障害者控除の額」として、75万(特別障害者控除40万+同居35万)に改組。
  - 年齢16歳未満の扶養親族(年少扶養親族)に対する扶養控除が廃止されたことにより
- ② 年少扶養親族が障害者または同居特別障害者に該当するときは、従前どおり、これらの一つに該当する毎に扶養親族の数に一人を加算して源泉所得税を計算。(年少扶養親族の人数は加算しない)

表2 【改正後の扶養控除額等】

| 区 分   |            | 控 除 額               |
|-------|------------|---------------------|
| 配偶者控除 | 一般の控除対象配偶者 | 380,000円            |
|       | 老人控除対象配偶者  | 480,000円            |
| 扶養控除  | 一般の控除対象配偶者 | 380,000円            |
|       | 特定扶養親族     | 630,000円            |
|       | 老人扶養親族     | 同居老親等以外のもの<br>同居老親等 |
| 障害者控除 | 一般の障害者     | 270,000円            |
|       | 特別の障害者     | 400,000円            |
|       | 同居特別障害者    | 750,000円            |

- (注) 1. 部分が改正された項目です。
2. 障害者控除は扶養親族が年少扶養親族である場合においても適用されます。